

ETCレーンの安全性向上のため

通過速度抑制対策実施！

～平成23年3月14日(月)より順次実施～

ETC 開閉バーが
遅れて開きます。



ETCレーン内での事故防止に、ご協力ください！

(裏面の「料金所車線における諸規程【抜粋】」をご参照ください)

- ⚠ ETC開閉バーの開くタイミングが遅くなります。
- ⚠ ETCレーンへは、**時速20km以下に減速**して進入してください。
- ⚠ 時速20kmを超えた場合、**開閉バーに衝突する**恐れがあります。
- ⚠ ETC開閉バーが**開いたのを確認**してから通行してください。

対象路線：知多半島道路・南知多道路・知多横断道路・中部国際空港連絡道路・猿投グリーンロード



愛知県道路公社

<http://www.aichi-dourokousha.or.jp/>

本社 業務課・工務課

知多有料道路事務所

猿投グリーンロード事務所

052-961-1621(代)

0569-21-2721

0565-48-1546

料金所車線における諸規程【抜粋】

◆ ETCレーン進入前

- ◎ ETCシステム利用規程第6条
 - ☞ 「・・・ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、ETCシステムを利用することができる車線を通りしてください。」
- ◎ ETCシステム利用規程第8条第1項第1号
 - ☞ 「・・・ETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。」

◆ ETCレーン走行

- ◎ ETCシステム利用規程第8条第1項第2号～6号
 - ☞ 「ETC車線内は徐行して通行すること。」
 - ☞ 「・・・必要な車間距離を保持すること。」
 - ☞ 「路側表示器に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。」
 - ☞ 「路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、・・・開閉棒が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。」
 - ☞ 「路側表示器の表示が「↑」の場合は、・・・開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。」
- ◎ ETCシステム利用規程実施細則第4条
 - ☞ 「徐行の際は、ETC車線内で前車が停車した場合、開閉棒が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。」
- ◎ 道路整備特別措置法第24条第3項に基づく“通行方法の定め第8条第1項及び第11条”
 - ☞ 「標識その他の方法によって徐行し、又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。」
 - ☞ 「通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。」

◆ 免責

- ◎ ETCシステム利用規程第11条
 - ☞ 「ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。」

